平成２２年（フ）第４１号
神戸市中央区上筒井通７丁目３番34号　アロッジオ上筒井302号、従前の住所愛媛県大洲市西大洲甲1412番地１
債務者　中津　　亮
１　決定年月日時　平成22年３月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４４号
神戸市北区藤原台南町２丁目19番２号　Ｂ―１号
債務者　人見　芳和
１　決定年月日時　平成22年３月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１９８号
神戸市兵庫区大開通４丁目１番17号浜竹ビル203
債務者　正岡　昌夫
１　決定年月日時　平成22年３月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１９号
松江市八雲町平原324番地
債務者　今岡　　明
１　決定年月日時　平成22年３月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで　松江地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２１号
長崎県南島原市有家町尾上3346番地１
債務者　池田　安枝
１　決定年月日時　平成22年３月10日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで　長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２２年（フ）第２４号
長崎県雲仙市小浜町北本町1300番地Ｂ―504号
債務者　松尾　　猛
１　決定年月日時　平成22年３月10日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで　長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２２年（フ）第２５号
長崎県島原市洗切町丙1444番地
債務者　小関ひとみ
１　決定年月日時　平成22年３月10日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで　長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２２年（フ）第２６号
長崎県島原市有明町湯江丙592番地１
債務者　宇土　明子
１　決定年月日時　平成22年３月11日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで　長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２２年（フ）第１９３号
愛知県愛西市大野山町新九郎新田１番地８
債務者　岩下　三朗
１　決定年月日時　平成22年３月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４８３号
名古屋市西区上名古屋３丁目19番21号　エスパースⅡ401号
債務者　ＶＥＮＴこと　大村　恭史
１　決定年月日時　平成22年３月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２２号
広島県福山市南手城町２丁目19番14号、旧住所広島県三原市本郷町本郷3398番地６　レオパレス花森
債務者　中村　勇一
１　決定年月日時　平成22年３月10日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで　広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第２６号
愛知県春日井市東野町３丁目９番地１　サニーレジデンス101号
債務者　西迫セキ子
１　決定年月日時　平成22年３月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第６０号
名古屋市北区紅雲町32番地　Ｌｉｅｂｅｎ－ＣｏｕｒｔⅡ302号
債務者　松前　惠子
１　決定年月日時　平成22年３月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第５２１号
名古屋市中村区寿町３番地の５　中央交通株式会社寮内
債務者　竹田　　宏
１　決定年月日時　平成22年３月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２０号
長崎県南島原市深江町戊2970番地１
債務者　加藤　寅正
１　決定年月日時　平成22年３月10日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで　長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２１年（フ）第２７４２号
愛知県北名古屋市宇福寺天神239番地　曽根アパート103号
債務者　犬飼　洋子
１　決定年月日時　平成22年３月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３１１９号
愛知県日進市赤池町箕ノ手２―79　シティハイムみのて202号室、住民票上の住所愛知県愛知郡東郷町大字春木字音貝43番地47　グローリアス和合西204号
債務者　佐藤　友香
１　決定年月日時　平成22年３月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで　名古屋地方裁判所民事第２部